

# 說 明 資 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

平成28年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数)	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 高等学校等教育職給料表	23
その8 中学校小学校教育職給料表	26
その9 公安職給料表	29
その10 第1号任期付研究員給料表	32
その11 第2号任期付研究員給料表	32
第4表 給料表別、年齢別人員分布	33
第5表 扶養親族数別職員数	35
第6表 管理職手当の支給状況	35
第7表 住居手当の支給状況	36
第8表 通勤手当等の状況	37
その1 通勤手当の支給状況	37
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	38
その3 交通用具の使用距離別職員数	39
第9表 職員数の推移	41
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	42
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (平成28年と平成18年との比較)	43

## 2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	44
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	45
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	47
その1 給与比較の対象職種	47

その 2	給与比較の対象外職種	55
その 3	再雇用者	57
第15表	民間における初任給の改定状況	58
第16表	民間における定期昇給制度の状況	59
第17表	民間における家族手当の支給状況	60
その 1	配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	60
その 2	家族手当の手当額の定め方	60
第18表	民間における住宅手当の支給状況	60
第19表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	61
第20表	民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	62
3	生計費関係資料	
	平成28年4月の標準生計費算定方法	63
第21表	静岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	64
第22表	家計指標の推移	65
4	労働経済関係資料	
第23表	労働経済指標	67
5	本県職員の給与水準関係資料	
第24表	平均給与月額	69
第25表	平均給料月額により算出したラスパイレス指数の 全国順位	69
第26表	平均給与月額による全国順位	70
6	人事院勧告の概要	71

# 1 県職員給与関係資料

## 平成 28 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査時期

平成 28 年 4 月 1 日

### (3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 28 年 4 月 1 日に在職する者とする。ただし、再任用職員、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可の有効期間中の者（計 1,901 人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号）

エ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 33 号）

オ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年静岡県条例第 20 号）

### (4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

## イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、平成 28 年 4 月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、平成 28 年 4 月分として支給された額である。

### (5) 調査方法

県政策企画部情報統計局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

### (6) その他

再任用職員について、第 10 表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 28 年 4 月 1 日に在職する者について、第 1 表及び第 9 表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 37 号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年静岡県条例第 25 号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 14 年静岡県条例第 47 号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,615 (6,612)	42.4 (42.5)	20.5 (20.6)	0.9 (1.0)	340,053 (343,447)	137 (144)	
研究職	354 (350)	42.8 (42.7)	19.9 (19.7)	1.1 (1.1)	396,048 (399,065)		
医療職(1)	25 (27)	45.0 (43.5)	21.4 (19.9)	0.9 (1.2)	474,577 (463,837)		
医療職(2)	328 (333)	38.8 (39.4)	15.9 (16.6)	0.6 (0.7)	325,363 (331,374)	1,944 (1,853)	
医療職(3)	105 (111)	43.6 (43.8)	21.0 (21.3)	0.1 (0.2)	359,327 (364,617)	743 (703)	
福祉職	103 (100)	37.6 (37.0)	14.9 (14.3)	0.7 (0.7)	312,680 (310,370)	39,889 (39,522)	
高等学校等 教育職	6,498 (6,458)	43.8 (44.0)	21.0 (21.3)	0.9 (0.9)	373,067 (377,468)	3,264 (3,188)	13,680 (13,811)
中学校小学校 教育職	15,383 (15,561)	43.8 (44.0)	21.1 (21.3)	0.8 (0.8)	365,734 (369,166)	830 (773)	12,835 (12,986)
公安職	6,129 (6,127)	38.0 (38.1)	17.3 (17.4)	1.2 (1.2)	324,655 (326,505)	36 (36)	
任期付研究員	3 (6)	48.9 (41.0)			486,193 (421,636)		
全職	35,543 (35,685)	42.5 (42.6)	20.2 (20.4)	0.9 (0.9)	355,055 (358,420)	1,123 (1,077)	8,056 (8,162)

(注) 1 ( )内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の\*印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。 時間外勤務  
定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当

3 全職欄の経験年数には、任期付研究員は含まれていない。

## (平成 28 年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	28 年 4 月 27 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 *	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,296 (9,334)	13,325 (12,762)	8,004 (7,906)	5,808 (5,615)	376,623 (379,208)	99.3	65,516 (66,021)	442,139 (445,229)
11,034 (10,684)	14,896 (14,170)	6,723 (7,036)	9,311 (8,918)	438,012 (439,873)	99.6	43,274 (41,725)	481,286 (481,598)
9,652 (11,852)	85,990 (81,060)	70,548 (64,711)	15,104 (13,918)	655,871 (635,378)	103.2	227,540 (220,072)	883,411 (855,450)
5,678 (6,084)	12,284 (11,647)	3,312 (3,263)	8,165 (8,497)	356,746 (362,718)	98.4	44,021 (38,692)	400,767 (401,410)
1,183 (1,640)	13,488 (13,263)	3,300 (3,121)	3,938 (3,262)	381,979 (386,606)	98.8	61,203 (61,956)	443,182 (448,562)
6,383 (6,395)	12,922 (12,114)		11,341 (11,303)	383,215 (379,704)	100.9	82,323 (83,939)	465,538 (463,643)
8,907 (8,973)	14,482 (13,832)	3,372 (3,410)	6,925 (6,602)	423,697 (427,284)	99.2	29,755 (28,700)	453,452 (455,984)
7,494 (7,488)	14,121 (13,454)	5,371 (5,306)	4,553 (4,418)	410,938 (413,591)	99.4	18,385 (18,006)	429,323 (431,597)
11,723 (11,613)	12,493 (11,944)	2,404 (2,398)	6,561 (6,303)	357,872 (358,799)	99.7	86,453 (87,595)	444,325 (446,394)
	17,502 (14,335)			503,695 (435,971)	115.5	37,147 (21,099)	540,842 (457,070)
8,815 (8,806)	13,794 (13,172)	5,002 (4,966)	5,672 (5,463)	397,517 (400,066)	99.4	41,918 (41,687)	439,435 (441,753)

手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		163 (185)	50.4 (50.7)	32.1 (32.4)	1.2 (1.2)	356,587 (361,119)	1,752 (1,562)	
企 業 職		116 (117)	45.9 (45.8)	23.9 (23.9)	1.3 (1.4)	370,143 (371,813)		
静岡がんセンター	事 業 職	66 (66)	40.9 (40.7)	18.1 (17.9)	0.8 (1.0)	328,778 (328,796)		
	研 究 職	7 (7)	49.8 (48.8)	26.7 (25.7)	1.3 (1.0)	464,866 (462,892)		
	医 療 職 (1)	139 (137)	45.1 (44.5)	21.5 (20.9)	1.8 (1.8)	506,817 (500,930)		
	医 療 職 (2)	139 (136)	36.4 (36.3)	14.0 (13.8)	0.8 (0.8)	302,822 (301,849)		
	医 療 職 (3)	552 (539)	34.6 (34.4)	12.1 (11.8)	0.3 (0.3)	290,303 (289,382)	9,806 (9,769)	
	任期付企業研究員	5 (5)	48.0 (47.0)			414,374 (414,374)		
全 職		1,187 (1,192)	39.8 (39.9)	17.7 (17.8)	0.8 (0.8)	337,719 (338,069)	4,801 (4,660)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	28年4月 27年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 *	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
12,809 (12,689)	13,701 (13,056)		2,934 (3,014)	387,783 (391,440)	99.1	30,586 (28,147)	418,369 (419,587)
13,355 (13,585)	14,399 (13,385)	8,355 (8,284)	5,067 (5,239)	411,319 (412,306)	99.8	79,718 (84,508)	491,037 (496,814)
8,301 (9,212)	12,314 (11,662)	4,997 (4,997)	9,197 (7,250)	363,587 (361,917)	100.5	111,093 (117,957)	474,680 (479,874)
12,157 (9,072)	17,172 (16,046)		8,572 (8,571)	502,767 (496,581)	101.2	102,776 (105,174)	605,543 (601,755)
17,028 (16,277)	82,087 (78,594)	5,750 (6,758)	3,647 (3,810)	615,329 (606,369)	101.5	692,886 (709,272)	1,308,215 (1,315,641)
7,061 (6,963)	11,156 (10,499)		5,212 (6,020)	326,251 (325,331)	100.3	79,211 (80,690)	405,462 (406,021)
2,723 (2,415)	10,932 (10,289)	846 (1,055)	8,382 (8,056)	322,992 (320,966)	100.6	85,046 (95,550)	408,038 (416,516)
	14,917 (14,088)			429,291 (428,462)	100.2	22,548 (30,218)	451,839 (458,680)
7,684 (7,623)	20,140 (19,022)	2,161 (2,344)	6,396 (6,201)	378,901 (377,919)	100.3	148,832 (153,870)	527,733 (531,789)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,615 (6,612)	18.6 (18.5)	4,744 (4,676)	71.7 (70.7)	206 (225)	3.1 (3.4)
研究職	354 (350)	1.0 (1.0)	346 (341)	97.7 (97.4)	3 (3)	0.9 (0.9)
医療職(1)	25 (27)	0.1 (0.1)	25 (27)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	328 (333)	0.9 (0.9)	304 (303)	92.7 (91.0)	23 (29)	7.0 (8.7)
医療職(3)	105 (111)	0.3 (0.3)	101 (106)	96.2 (95.5)	4 (5)	3.8 (4.5)
福祉職	103 (100)	0.3 (0.3)	95 (93)	92.2 (93.0)	4 (3)	3.9 (3.0)
高等学校等 教育職	6,498 (6,458)	18.3 (18.1)	6,210 (6,166)	95.6 (95.5)	236 (237)	3.6 (3.7)
中学校小学校 教育職	15,383 (15,561)	43.3 (43.6)	14,846 (14,973)	96.5 (96.2)	537 (588)	3.5 (3.8)
公安職	6,129 (6,127)	17.2 (17.2)	2,709 (2,680)	44.2 (43.7)	45 (47)	0.7 (0.8)
任期付研究員	3 (6)	0.0 (0.0)	3 (6)	100.0 (100.0)		
計	35,543 (35,685)	100.0 (100.0)	29,383 (29,371)	82.7 (82.3)	1,058 (1,137)	3.0 (3.2)

(注) ( ) 内は、前年の調査結果である。

## (平成 28 年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,628	24.6	37	0.6	4,520	68.3	2,095	31.7
(1,673)	(25.3)	(38)	(0.6)	(4,553)	(68.9)	(2,059)	(31.1)
5	1.4			294	83.1	60	16.9
(6)	(1.7)			(293)	(83.7)	(57)	(16.3)
				20	80.0	5	20.0
				(23)	(85.2)	(4)	(14.8)
1	0.3			143	43.6	185	56.4
(1)	(0.3)			(154)	(46.2)	(179)	(53.8)
				3	2.9	102	97.1
				(4)	(3.6)	(107)	(96.4)
4	3.9			51	49.5	52	50.5
(4)	(4.0)			(48)	(48.0)	(52)	(52.0)
52	0.8			3,931	60.5	2,567	39.5
(55)	(0.8)			(3,953)	(61.2)	(2,505)	(38.8)
				7,890	51.3	7,493	48.7
				(7,974)	(51.2)	(7,587)	(48.8)
3,375	55.1			5,649	92.2	480	7.8
(3,400)	(55.5)			(5,668)	(92.5)	(459)	(7.5)
				3	100.0	0	0.0
				(5)	(83.3)	(1)	(16.7)
5,065	14.2	37	0.1	22,504	63.3	13,039	36.7
(5,139)	(14.4)	(38)	(0.1)	(22,675)	(63.5)	(13,010)	(36.5)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1					1		4
3			1							
4			1						1	3
5			2	1						2
6			1							
7			3					1		1
8		26	12	1						1
9	14	12	2							
10		7	20	2						
11		6	5				1			
12	16	107	20	2						
13		13	4					1	1	
14		23	58						6	
15	3	3	9						6	
16	14	89	21	2					4	
17	8	8	5						4	
18	6	31	33			1			5	
19	5	5	4	4					5	
20	3	48	21	5					1	
21	2	10	4	3					1	
22	3	84	58	10					1	
23	2	5	3	4						
24	26	34	14	13						
25	3	4	2	4						
26	3	56	44	27						
27	2	1	11	13						
28	19	8	22	21				5		
29	139	2	14	7				12		
30	5	3	70	33			1	15		
31	3	3	16	19			7	12		
32	132	1	27	50		1	27	6		
33	18	1	14	22			8	9		
34	15	3	38	70			7	6		
35	3	1	13	31		1	30	5		
36	118		11	29			4	2		
37	26		14	17			21	2		
38	14	3	44	54			9	1		
39	7	3	8	25			2	1		
40	11	3	17	17			2	1		
41	1	1	12	21			1	1		
42	4	1	25	54	1			1		
43	3	1	10	24			3	1		
44	9		5	33	2		2	1		
45			5	34	2	1	6			
46	3		12	72	2	1	2			
47	3	1		32	2		9			
48	1		5	28	2		20			
49			5	28	3		14			
50			1	82	3	28	11			
51			9	62	7	47	11			
52			1	40	5	19	12			
53			1	30	2	13	6			
54			1	72	5	32	4			
55			3	48	13	51	1			
56			3	32	8	6	5			
57			4	35	9	4	2			
58			2	47	4	6	2			
59			1	90	11	1				
60			2	29	3	12	1			
61			1	24	13	8				
62			4	33	4	7				
63			4	75	14	4				
64			1	21	4	10				

## (平成 28 年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65			3	11	22	2				
66			2	14	11	21				
67			3	66	25	4				
68				13	23	14				
69			1	15	56	12				
70			3	9	6	6				
71			4	23	27	14				
72			2	16	16	33				
73			3	15	40	12				
74			1	18	33	18				
75			4	66	21	17				
76			3	13	63	41				
77			4	11	36	39				
78			1	12	23	42				
79				29	69	56				
80			1	14	31	64				
81			2	11	29	42				
82				5	16	54				
83			1	12	22	42				
84				20	35	31				
85				10	16	189				
86			1	9	55					
87				5	22					
88			2	2	16					
89			3	5	54					
90				2	17					
91			2		21					
92				2	53					
93				2	194					
94			1	1						
95				3						
96				2						
97										
98			1	1						
99			3							
100										
101			4	7						
102										
103			3							
104										
105			2							
106										
107			1							
108										
109										
110			2							
111										
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	644 ( 9.7)	607 ( 9.2)	850 (12.8)	1,976 (29.9)	1,171 (17.7)	1,006 (15.2)	231 ( 3.5)	84 ( 1.3)	35 ( 0.5)	11 ( 0.2)
									総計	6,615 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1			3			
2						
3						
4			2			
5		3				
6			1			
7			1			
8		3	3			
9						
10						
11			1			
12		2	4			
13		1				
14		1				
15		2				
16		1	7	2		
17		6	1	1		
18				1		
19		1	2	1		
20		8	2			
21			3		1	
22		1		1		
23			1	1		
24		3	3	2		
25		1				
26		1				
27			2	1		
28		3	4	1		
29		2	4	2		
30		2	2	1		
31			1		3	
32		7	7	1		
33		1	1	1		
34					2	
35				1		
36		1	4	2		
37						
38		1	1	2		
39			4	1		
40			1	3		
41						
42			2	5		
43				3		
44		1		2		
45						
46				3		
47				1	1	
48				4		
49				1	1	
50				4		
51				1		
52				3		
53				4	3	
54				6		
55				3	7	
56				4		
57					8	
58				3	2	
59				4	10	
60				3	3	
61				2	1	
62				3	2	
63				3	4	
64				9		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
65				9		
66				5		
67				1		
68				8		
69				5		
70				3		
71				1		
72				2		
73				57		
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		52 ( 14.7)	67 ( 18.9)	187 ( 52.8)	48 ( 13.6)	
					総計	354 ( 100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	2				
10					
11					
12	2				
13					
14					
15					
16					1
17					
18					
19					
20					
21					
22		1			
23					
24	1				
25					
26		1			
27					
28	2			1	
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		
46					
47				1	
48			1		
49					
50				1	
51					
52				1	
53					
54					
55				1	
56					
57					
58					
59					
60					
61			1		
62				1	
63					
64				2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69				4	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	7 ( 28.0)	2 ( 8.0)	3 ( 12.0)	12 ( 48.0)	1 ( 4.0)
				総計	25 ( 100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2				1		1	
3				1			
4			1	13			
5		7					
6			1				
7							
8		6		3		1	
9		1		3			
10							
11		1	1			2	
12		7	8	3			
13		1	1	3			
14		1	1	2		1	
15	1		1		2		
16		4	7	5	3	1	
17		13	2		1		
18					1	1	
19				1			
20		12	1	2	3	1	
21		2	1			2	
22		1			2	4	
23		1		2	1	2	
24		4		1	4	1	
25			1	2			
26		1	1	2	3	3	
27				2		1	
28		1		2	2	1	
29				1			1
30		1		1		2	2
31						2	3
32				2	1	1	1
33				2			
34				1	1	3	
35						3	
36				1	1	2	1
37							
38				1	1	2	
39				1		2	
40				1	1	2	
41						2	
42				1		2	
43						1	
44					1	2	
45						4	
46							1
47						4	
48				1		2	1
49						3	
50							
51					1	3	1
52							
53						3	1
54							
55						1	1
56						3	
57						1	3
58						1	5
59						3	3
60						3	4
61						4	11
62						2	
63						1	
64					1	1	
65						2	
66						2	
67						1	
68						1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70						1	
71						2	
72						1	
73						9	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	1 ( 0.3)	64 ( 19.5)	27 ( 8.2)	61 ( 18.6)	30 ( 9.2)	106 ( 32.3)	39 ( 11.9)
						総計	328 ( 100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			2	1			
11			1				
12							
13							
14			2	2			
15		4					
16			2				
17							
18		4	2	2			
19							
20				1			
21							
22		1					
23							
24					1		
25							
26							
27							
28					1		
29							
30		1			1		
31					1		
32					1		
33							
34				1			
35					2		
36							
37							
38							
39							
40							
41					1		
42					1		
43				1			
44					1		
45					1	1	
46							
47							
48							
49				1	1		
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60				1			
61					1		
62					4		
63					1		
64							
65							
66					2		
67					1		
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70						1	
71						1	
72					2	1	
73						4	
74						1	
75						2	
76						1	
77					1	3	
78					1		
79					3		
80							
81					2		
82							
83					1		
84					2		
85					1		
86					1		
87					2		
88							
89					2		
90					1		
91					1		
92							
93					1		
94					3		
95					2		
96					1		
97					13		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		10 ( 9.5)	9 ( 8.6)	10 ( 9.5)	61 ( 58.1)	15 ( 14.3)	
						総計	105 ( 100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			3			
13						
14						
15						
16			3			
17						
18			1			
19						
20			1			
21						
22						
23			1			
24			1			
25	4					
26						
27						
28	5		1			
29						
30			1			
31						
32	3		2			
33	2					
34					2	
35					2	
36			1		2	
37						
38						
39					1	
40					3	
41						
42						
43						
44			3		2	
45						
46					2	
47						
48			4			
49					1	
50			1			
51					1	
52			1		1	
53					1	
54			1			
55						2
56			5		1	
57					1	
58			2		3	
59						
60						
61					1	
62					1	
63					1	
64					1	
65						
66					1	
67					2	
68						1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69						
70				1		
71						
72				1		
73					1	
74						
75				2	1	
76						
77				1		
78						
79				1		
80						
81					3	
82						
83						
84						
85				1		
86						
87				1		
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94				1		
95						
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	14 ( 13.6)	35 ( 34.0)	5 ( 4.8)	41 ( 39.8)	8 ( 7.8)	
					総計	103 ( 100.0)

その7 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		92		
6				
7				
8	1	68		
9		36		
10	1	6		
11		6		
12	2	50		
13		19		
14		12		
15	1	8		
16		27		
17	1	31		
18		50		
19	1	12		
20		45		
21		26		
22	1	60		
23		9		3
24		40		
25	2	28		
26		55		
27		11		1
28		47		1
29		21		1
30	1	67		1
31		16		7
32	1	29		8
33		27		9
34		52		
35		16		3
36	1	36		
37	2	37		9
38		49		7
39		16		1
40	1	24		4
41	1	28		6
42	2	15		3
43		12		9
44	1	36		9
45	3	23		9
46	1	39		13
47	1	22		8
48	3	12		6
49	2	11		6
50	1	38		2
51		14		
52		26		
53	2	37		2
54	1	51		
55		12		
56	2	45	1	
57	1	42	5	
58	1	50	23	
59	1	7	13	
60	1	5	3	
61	1	5		
62		5		
63	1	22		
64	1	31	4	
65	1	41	8	
66	1	50	14	
67	1	21	11	
68	1	37	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		27	3	
70	3	46	14	
71	1	21	13	
72		29	12	
73		41	11	
74	2	7	16	
75		2	14	
76		4	13	
77		1	13	
78		11	11	
79	1	10	16	
80		63	11	
81		20	12	
82	1	32	7	
83		37	11	
84	2	51	1	
85	1	25	5	
86		34		
87		28		
88		42		
89		24		
90		43		
91	1	30		
92		55		
93	5	31		
94		44		
95	1	42		
96	1	54		
97	1	36		
98	1	54		
99		32		
100		57		
101	1	32		
102		57		
103	3	50		
104	3	67		
105		35		
106	1	39		
107	2	35		
108		63		
109	2	32		
110	3	35		
111		44		
112		63		
113		18		
114		58		
115	1	30		
116	4	63		
117	2	36		
118		64		
119		73		
120		50		
121		84		
122		72		
123	1	62		
124		105		
125		48		
126		95		
127	1	112		
128		98		
129	1	84		
130		102		
131		99		
132		54		
133		83		
134		91		
135		50		
136		109		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		125		
138		84		
139		81		
140		98		
141		86		
142		84		
143		74		
144		38		
145		48		
146		36		
147		25		
148		6		
149		36		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	93 ( 1.4)	6,011 ( 92.5)	266 ( 4.1)	128 ( 2.0)
			総計	6,498 ( 100.0)

その8 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11		1			
12					
13					
14					
15					
16					
17		219			
18		1			2
19		7			
20		220			1
21		87			
22		20			17
23		19			63
24		240			36
25		53			8
26		42			
27		35			1
28		96			4
29		65			40
30		176			67
31		27			7
32		99			3
33		61			
34		204			
35		22			1
36		92			1
37		69			2
38		238			13
39		32			47
40		75			56
41		79			61
42		194			61
43		36			59
44		62			45
45		74			43
46		189			47
47		30			14
48		77			21
49		60			17
50		171			10
51		36			4
52		66			4
53		74			2
54		42			
55		9			
56		139			
57		41			
58		75			
59		67			
60		31			
61		20			
62		131			
63		39			
64		61			
65		70			
66		139			
67		38			
68		59			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		59			
70		126			
71		15	1		
72		9			
73		11		3	
74		9		127	
75		40		13	
76		81	1	9	
77		71		1	
78		96	1		
79		32	2		
80		56	1	6	
81		71	1	12	
82		88	2	28	
83		37	2	21	
84		51		42	
85		64	5	62	
86		21	4	27	
87		8	4	35	
88		9	7	47	
89		8	12	36	
90		7	6	38	
91		21	18	38	
92		20	15	41	
93		87	20	30	
94		54	14	39	
95		48	13	25	
96		61	9	21	
97		67	2	19	
98		54	4	16	
99		56	5	11	
100		51	8	10	
101		81	3	9	
102		64	2	5	
103		54	3	4	
104		73	3	1	
105		84	1	1	
106		53	1		
107		57	1		
108		72			
109		107	9		
110		64			
111		7			
112		5			
113		12			
114		4			
115		70			
116		49			
117		95			
118		55			
119		79			
120		74			
121		101			
122		39			
123		77			
124		61			
125		107			
126		58			
127		78			
128		71			
129		121			
130		61			
131		107			
132		80			
133		164			
134		73			
135		128			
136		186			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		114			
138		148			
139		205			
140		155			
141		166			
142		134			
143		186			
144		173			
145		183			
146		147			
147		215			
148		212			
149		127			
150		207			
151		211			
152		188			
153		272			
154		348			
155		306			
156		284			
157		327			
158		302			
159		216			
160		134			
161		69			
162		79			
163		30			
164		29			
165		33			
計		13,669 ( 88.9)	180 ( 1.2)	777 ( 5.0)	757 ( 4.9)
				総計	15,383 ( 100.0)

その9 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4								1		
5										
6										
7										
8										
9	80									
10		1	2							
11			1							
12	65	51	2							
13	11	2	1							
14	6	15	2	1						
15	11	10								
16	52	47	7	1	1					
17	4	78	1		1					
18	7	22	4					1		
19	9	13	2							
20		109	10	4	1					
21	3	27	1							
22		24	8	3	1	1				
23	1	26	1	3						
24	3	82	15	3	4	2				
25	1	13	6	1	3					
26	2	26	21	6	1	3	1			
27	1	34	4	2		3				
28		106	22	4	4					
29		21	6	6	2	1				
30		37	21	9	5					
31		12	5	5	3	1				
32		92	32	12	9	2				
33	2	20	8	7	7				4	
34	1	47	25	7	10	2	1			
35		29	11	6	8	4	1			
36		74	38	20	13	3				
37	1	20	9	7	12					
38	1	39	30	23	9	2	1			
39		17	10	12	11	1	2			
40	1	56	42	20	17	1				
41		22	8	24	9	1	3			
42		35	29	18	23	2				
43		22	15	23	11	2				
44	1	42	29	21	13	1	1		2	
45		17	21	31	14	3	2			
46	2	31	30	26	17	2	1			
47		17	19	28	11	1	2	2		
48	1	54	38	23	30	5				
49		19	25	27	9	1	1		29	
50	3	20	24	32	12	1	2			
51	1	17	21	34	11					
52	1	32	27	41	14	3	3			
53		19	29	25	14	2	2			
54		21	24	34	7	2	3			
55		12	23	25	8		14			
56		24	18	37	9	2	2			
57	1	19	22	18	9	4	1			
58		17	17	27	13	2	1			
59		12	16	25	14	3				
60		19	13	17	9	2	2			
61		10	16	19	14	3	3			
62		13	13	14	9	1	3			
63		11	9	17	10		3			
64		16	9	19	6	2	1			
65		6	9	17	15	2	3	66		
66		6	6	17	13	3				
67		10	10	11	6	1				
68		7	6	8	14					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		12	3	13	14		3			
70		5	6	14	8	2	4			
71		6	2	13	2		2			
72		4	4	12	13		4			
73		3	2	11	6	2	7			
74		1	3	11	9	1	3			
75		1	4	8	13	1	9			
76			5	9	14	1	1			
77			3	4	13	3	9			
78		1	2	14	19	2	5			
79		1	2	7	10	2	46			
80			1	11	16	4	30			
81				7	9		37			
82				10	19	4	4			
83			3	12	12	3	31			
84				5	13	1				
85				4	19	2	19			
86				5	19	4				
87			1	9	23	12				
88			1	7	21	6				
89			1	3	24	11				
90				9	25	4				
91				4	19	11				
92				7	24	8				
93				3	20	172				
94				12	18					
95				6	11					
96				9	13					
97				7	17					
98				5	20					
99				3	13					
100				7	18					
101				11	204					
102				5						
103				7						
104			1	3						
105				3						
106				5						
107				9						
108				1						
109				3						
110				7						
111				5						
112				5						
113										
114				8						
115				10						
116				11						
117				6						
118				9						
119				4						
120				17						
121				4						
122				9						
123				6						
124				18						
125				82						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			2							
計	272 ( 4.4)	1,734 (28.3)	919 (15.0)	1,329 (21.7)	1,164 (19.0)	333 ( 5.4)	273 ( 4.5)	70 ( 1.1)	35 ( 0.6)	
									総計	6,129 ( 100.0)

その10 第1号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	2
4	
5	
6	
総 計	2

その11 第2号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	1
総 計	1

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表 行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	12				
19	18				
20	24			1	
21	29				
22	144	2		6	3
23	157	3		7	3
24	179	9	1	18	3
25	148	11	1	12	1
26	131	5	2	15	
27	161	8		9	3
28	157	9	3	11	4
29	141	10		15	2
30	116	10		14	5
31	100	7	1	9	1
32	115	8		8	
33	88	7	1	7	
34	106	8		8	
35	117	8		10	
36	136	9		8	3
37	142	11		10	2
38	124	5		9	3
39	133	1		5	3
40	140	11		8	3
41	196	6		6	1
42	198	9	1	9	1
43	231	9	1	9	4
44	230	14		7	4
45	221	12		9	1
46	245	14	2	7	2
47	223	15		7	5
48	234	17		10	5
49	222	15		5	5
50	250	6		8	3
51	207	9	2	10	5
52	218	13		7	6
53	216	17	2	7	6
54	223	14	1	5	5
55	190	3		7	2
56	180	11	1	9	4
57	195	10	1	4	3
58	151	13		4	3
59	167	5	1	8	1
60			1		
61					
62					
63			2		
64					
65					
66~69			1		
70歳以上					
合計	6,615	354	25	328	105

## (平成 28 年職員給与等実態調査)

福 祉 職	高等学校等 教 育 職	中 小 学 校 教 育 職	公 安 職	任 期 付 研 究 員	計
人	人	人	人	人	人
			70		82
	1		77		96
	4		78		107
	1	1	74		105
4	83	208	147		597
5	96	299	162		732
5	105	360	172		852
5	115	389	191		873
3	139	389	171		855
2	154	427	196		960
1	153	376	213		927
2	128	344	204		846
5	107	365	206		828
2	131	348	212		811
2	132	311	220		796
4	139	329	203		778
5	128	260	202		717
4	143	278	193		753
3	140	261	196		756
1	139	281	187		773
3	136	237	174		691
5	152	236	166		701
3	148	248	144		705
2	172	291	127		801
1	190	318	136	1	864
7	215	306	157		939
3	177	282	115		832
5	156	309	95	1	809
	164	368	101		903
3	186	474	92		1,005
3	178	505	102		1,054
1	200	456	87		991
2	257	526	110		1,162
3	258	576	137		1,207
2	240	591	118		1,195
2	252	632	101		1,235
1	271	666	136		1,322
1	255	715	124		1,297
	203	669	147		1,224
	221	657	130		1,221
2	224	618	128	1	1,144
1	205	477	128		993
					1
					0
					0
					2
					0
					0
					1
					0
103	6,498	15,383	6,129	3	35,543

第5表 扶養親族数別職員数

(平成28年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数		知 事	教 委	警 察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
		人	人	人	人	人
1	人	828	3,164	1,076	5,068	2,236
2	人	965	3,226	1,144	5,335	2,274
3	人	690	1,998	1,054	3,742	2,832
4	人	184	556	296	1,036	925
5	人	18	75	32	125	114
6	人以上	2	7	4	13	13
計		2,687	9,026	3,606	15,319	8,394

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 管理職手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本 庁	出 先 機 関	受 給 者
		人	人	人
1	種	部 長	機 関 の 長	47
2	種	局 長	機 関 の 長	122
3	種	課 長	機 関 の 長	304
4	種	課 の 参 事	機 関 の 次 長、参 事	495
5	種		校 長	507
6	種		校 長、教 頭	696
7	種		教 頭	607
8	種		学 校 の 部 主 事	85
計				2,863
受給者1人当たりの平均手当月額				62,101

第7表 住居手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 1,221	人 4,440	人 1,544	人 7,205
手当月額13,000円未満の受給者	7	16	1	24
13,000円以上30,000円未満の受給者	461	2,007	687	3,155
30,000円の受給者	753	2,417	856	4,026
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,055	円 27,815	円 28,298	円 27,959

配偶者等の居住する借家・借間	受給者	人 5	人 3	人 3	人 11
	平均手当月額	円 15,000	円 15,000	円 15,000	円 15,000

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,715	人 21,098	人 5,616	人 31,429
交通機関等のみ 利用者	2,370	745	782	3,897
交通用具のみ使用者	1,524	19,919	4,459	25,902
交通機関等・ 交通用具 併用者	821	434	375	1,630
非受給者	598	2,275	1,241	4,114
計	5,313	23,373	6,857	35,543
受給者1人当たりの 平均手当月額	円 23,293	円 9,122	円 12,946	円 11,932

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,742 人	155 人	3,897 人
	カバー率	96.0 %		
	平均運賃額	23,107 円	84,802 円	25,561 円
	平均手当月額	23,107 円	75,000 円	25,171 円
	充当率	100.0 %	88.4 %	98.5 %
交通用具 使用者	利用人員	25,902 人	0 人	25,902 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,123 円	- 円	8,123 円
	平均手当月額	8,123 円	- 円	8,123 円
	充当率	100.0 %	- %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,461 人	169 人	1,630 人
	カバー率	89.6 %		
	平均所要額	36,806 円	89,126 円	42,230 円
	平均手当月額	36,806 円	75,384 円	40,806 円
	充当率	100.0 %	84.6 %	96.6 %
計	利用人員	31,105 人	324 人	31,429 人
	カバー率	99.0 %		
	平均所要額	11,273 円	87,057 円	12,054 円
	平均手当月額	11,273 円	75,201 円	11,932 円
	充当率	100.0 %	86.4 %	99.0 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	使用区分			計	平均使用 距離
	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車		
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	754	194	1,771	2,719	2.0
3 " 5 "	582	370	4,428	5,380	3.5
5 " 10 "	203	442	8,166	8,811	6.8
10 " 15 "	18	169	4,282	4,469	11.7
15 " 20 "	2	59	2,304	2,365	16.8
20 " 30 "	2	66	2,240	2,308	23.8
30 " 40 "		24	850	874	33.5
40 " 50 "		6	308	314	43.4
50 " 60 "			140	140	54.1
60km 以上のもの		2	150	152	72.1
計	1,561	1,332	24,639	27,532	10.6

(注) 交通用具の区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、自転

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
469	134	1,656	2,259	285	60	115	460
430	289	4,236	4,955	152	81	192	425
177	388	7,978	8,543	26	54	188	268
16	161	4,233	4,410	2	8	49	59
2	57	2,284	2,343		2	20	22
2	66	2,225	2,293			15	15
	24	795	819			55	55
	6	204	210			104	104
		53	53			87	87
		17	17		2	133	135
1,096	1,125	23,681	25,902	465	207	958	1,630

車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(平成28年職員給与等実態調査)

区 分	平成28年4月 (A)	平成18年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,372	7,759	△ 2,387	69.2
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,526	5,191	△ 665	87.2
うち医療職給料表関係	392	1,702	△ 1,310	23.0
教 育 委 員 会	23,463	24,891	△ 1,428	94.3
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,479	6,700	△ 221	96.7
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	15,383	16,211	△ 828	94.9
警 察 本 部	6,871	6,650	221	103.3
うち公安職給料表関係	6,129	5,867	262	104.5
企 業 局	116	139	△ 23	83.5
が ん セ ン タ ー 局	908	710	198	127.9
計	36,730	40,149	△ 3,419	91.5

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、  
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成28年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	6	7	9
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	116			105	1	4	4	2
医療職給料表(2)	18				18			
医療職給料表(3)	1				1			
福祉職給料表	1		1					
高等学校等教育職給料表	169	6	160	3				
中学校小学校教育職給料表	182		182					
公安職給料表	2				2			
行政職給料表(2)	55	1	54					
合計	544							
60歳	284							
61歳	107							
62歳	77							
63歳	52							
64歳	24							

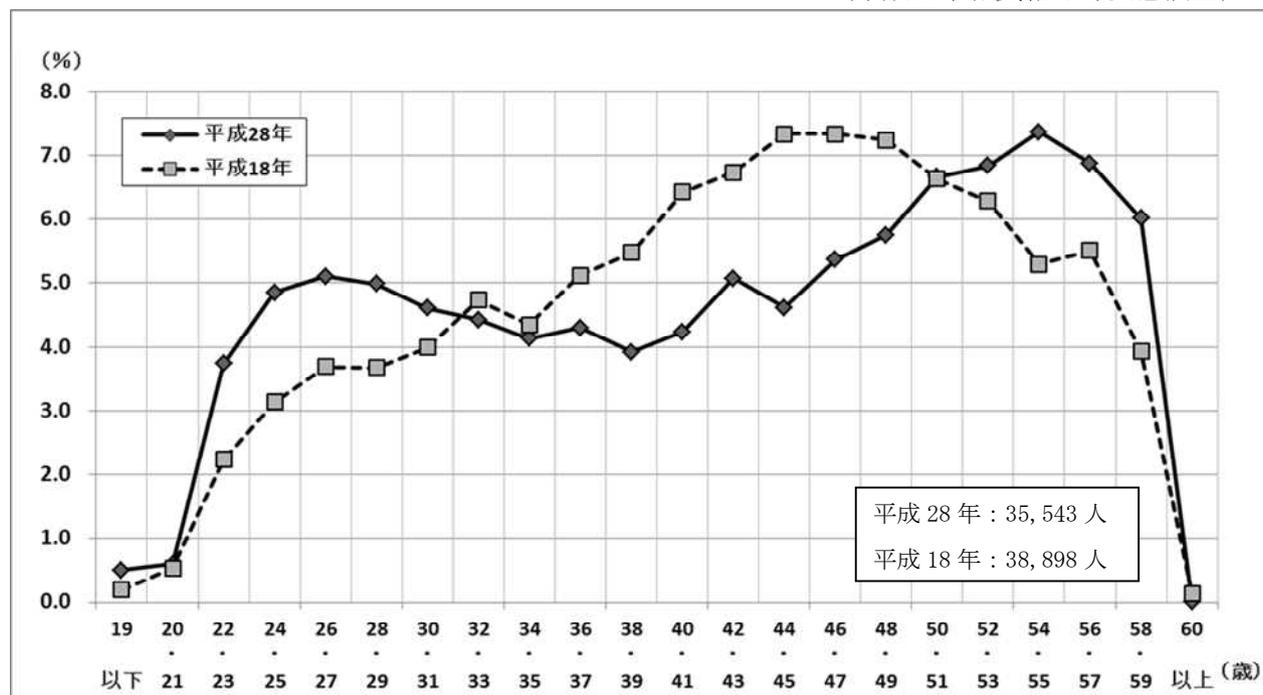
(注) 該当人員のいる給料表、級のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	7
		人	人	人	人	人
行政職給料表	68			67		1
医療職給料表(3)	1				1	
高等学校等教育職給料表	251	1	250			
中学校小学校教育職給料表	54		54			
公安職給料表	63				63	
行政職給料表(2)	2	2				
合計	439					
60歳	97					
61歳	96					
62歳	99					
63歳	82					
64歳	65					

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（平成28年と平成18年との比較）

（平成28年職員給与等実態調査）



## 2 民間給与関係資料

### 平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,629 事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種及びその他の職種 54 職種の合計 76 職種

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3) のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により 35 層（静岡市 10 層、浜松市 10 層、政令市以外 15 層）に層化し、これらの層から 444 事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,448 人（行政職に相当する調査実人員 1,386 人）、初任給関係以外の調査職種 18,802 人（行政職に相当する調査実人員 17,320 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、120,143 人であり、行政職に相当するものは 104,181 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 388	事業所 69	事業所 45	事業所 51	事業所 152	事業所 71	事業所 10,170	事業所 1,538	事業所 1,236	事業所 1,241	事業所 4,333	事業所 1,822
農業、林業、漁業	1	0	0	0	1	0	19	0	0	1	8	10
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	17	6	1	2	3	5	701	108	95	96	234	168
製造業	210	24	30	31	86	39	4,407	511	561	566	1,940	829
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	55	22	5	3	17	8	1,810	438	194	194	662	322
卸売業、小売業	25	2	0	6	11	6	882	144	113	127	384	114
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	21	9	2	5	5	0	491	177	89	47	148	30
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	59	6	7	4	29	13	1,860	160	184	210	957	349

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 4 所、調査不能の事業所が 52 所あった。
- 2 調査対象事業所 444 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 4 所を除いた 440 所に占める調査完了事業所 388 所の割合（調査完了率）は、88.2%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	228,868	230,337	* 208,900	—
		大学卒	201,711	203,313	196,850	* 191,193
		短大卒	168,198	* 164,908	* 169,179	* 168,946
		高校卒	162,563	162,888	163,442	159,225
	新卒技術者	大学院修士課程修了	228,248	228,650	223,637	* 227,609
		大学卒	202,947	204,146	201,316	197,298
		短大卒	185,901	* 175,672	* 191,514	* 182,353
		高校卒	162,310	161,307	162,098	* 170,590
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	228,345	228,919	221,571	* 227,609
		大学卒	202,210	203,620	198,929	195,646
		短大卒	174,584	* 168,187	176,863	* 174,798
		高校卒	162,428	162,121	162,546	163,871
そ の 他	新卒研究員	大学卒	* 205,650	—	* 205,650	—
	準新卒医師	大学卒	* 486,900	* 486,900	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 198,000	* 198,000	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 「\*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	33	52.7	667,061	6,678	660,383	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大学卒	20	51.6	685,793	2,748	683,045	
短大卒	4	55.3	659,554	0	659,554	
高校卒	7	52.9	610,665	22,347	588,318	
中学卒	2	56.9	786,721	0	786,721	
工場長	25	51.3	727,077	1,937	725,140	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大学卒	19	50.8	775,479	2,611	772,868	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	5	52.2	584,825	0	584,825	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	475	52.7	630,223	1,551	628,672	2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大学卒	349	52.7	649,508	1,834	647,674	
短大卒	31	52.9	628,981	847	628,134	
高校卒	91	52.9	557,131	859	556,272	
中学卒	4	56.1	709,111	0	709,111	
技術部長	272	52.3	643,683	934	642,749	同 上
大学卒	218	52.2	655,108	799	654,309	
短大卒	16	53.3	620,473	1,057	619,416	
高校卒	37	52.0	586,069	1,667	584,402	
中学卒	*	*	*	*	*	
事務部次長	264	51.6	615,728	5,846	609,882	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者、職能資格等が 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	218	51.4	628,848	6,035	622,813	
短大卒	11	50.5	574,303	2,113	572,190	
高校卒	35	53.0	557,382	6,170	551,212	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	149	52.4	552,688	2,760	549,928	同 上
大学卒	108	52.4	559,757	3,630	556,127	
短大卒	12	50.8	502,447	771	501,676	
高校卒	29	53.1	546,354	529	545,825	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	1,085	48.8	551,573	7,953	543,620	2係以上又は構成員10人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大学卒	750	48.4	555,868	7,849	548,019	
短大卒	85	48.2	531,873	9,910	521,963	
高校卒	246	50.2	548,197	6,917	541,280	
中学卒	4	50.9	460,912	42,980	417,932	
技術課長	1,005	48.5	537,496	8,780	528,716	同 上
大学卒	668	48.3	552,225	8,359	543,866	
短大卒	100	48.5	488,045	8,090	479,955	
高校卒	234	49.0	512,206	10,448	501,758	
中学卒	3	48.6	439,240	12,394	426,846	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	531	47.1	548,988	57,089	491,899	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	394	46.2	535,305	52,823	482,482	
	短 大 卒	38	44.5	580,417	75,821	504,596	
	高 校 卒	96	51.1	581,488	63,039	518,449	
	中 学 卒	3	57.2	518,812	33,557	485,255	
	技術課長代理	477	44.7	511,340	37,750	473,590	
	大 学 卒	386	43.9	510,051	35,569	474,482	
	短 大 卒	22	45.9	462,951	12,003	450,948	
	高 校 卒	68	49.7	535,183	59,879	475,304	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	1,164	44.6	444,985	60,410	384,575	
	大 学 卒	686	43.5	456,253	64,923	391,330	
	短 大 卒	146	44.9	407,999	49,826	358,173	
	高 校 卒	324	47.2	439,464	55,485	383,979	
	中 学 卒	8	45.1	338,999	40,236	298,763	
	技術係長	1,016	44.3	482,231	93,521	388,710	
	大 学 卒	617	43.4	489,232	102,596	386,636	
	短 大 卒	112	46.3	448,618	78,998	369,620	
	高 校 卒	287	45.9	476,488	74,650	401,838	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	1,021	42.7	394,884	55,582	339,302	
	大 学 卒	559	40.5	401,050	58,819	342,231	
	短 大 卒	147	43.6	356,304	38,603	317,701	
	高 校 卒	312	45.8	401,467	57,238	344,229	
	中 学 卒	3	43.5	415,078	110,682	304,396	
	技術主任	1,033	42.0	451,271	94,261	357,010	
	大 学 卒	543	40.3	456,805	98,387	358,418	
	短 大 卒	119	42.5	411,527	84,480	327,047	
高 校 卒	367	44.7	456,556	91,212	365,344		
中 学 卒	4	41.4	280,907	20,465	260,442		
事務係員	4,729	37.1	319,767	37,923	281,844		
大 学 卒	2,259	34.0	318,816	41,936	276,880		
短 大 卒	746	39.0	304,555	33,095	271,460		
高 校 卒	1,704	39.8	326,735	35,100	291,635		
中 学 卒	20	53.8	356,598	34,784	321,814		
技術係員	4,041	35.4	351,692	66,992	284,700		
大 学 卒	2,075	31.8	359,069	79,358	279,711		
短 大 卒	436	38.5	339,844	56,526	283,318		
高 校 卒	1,506	39.1	344,239	53,671	290,568		
中 学 卒	24	48.8	370,617	42,075	328,542		

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。  
「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28	53.2	694,398	6,551	687,847	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	16	52.1	743,595	119	743,476	
	短 大 卒	3	56.0	674,900	0	674,900	
	高 校 卒	7	52.9	610,665	22,347	588,318	
	中 学 卒	2	56.9	786,721	0	786,721	
	工 場 長	19	53.0	806,708	2,688	804,020	構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	15	52.4	858,501	3,486	855,015	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	55.3	645,812	0	645,812	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	319	52.8	673,515	1,905	671,610	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	252	52.7	679,004	2,125	676,879	
	短 大 卒	16	52.7	735,494	1,448	734,046	
	高 校 卒	48	53.2	606,461	1,052	605,409	
	中 学 卒	3	55.1	789,393	0	789,393	
	技術部長	195	52.5	675,382	895	674,487	同 上
	大 学 卒	166	52.3	679,417	851	678,566	
	短 大 卒	8	53.6	739,982	895	739,087	
	高 校 卒	20	53.0	619,412	1,264	618,148	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	198	51.0	645,179	2,708	642,471	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	175	51.0	649,926	3,061	646,865	
	短 大 卒	6	52.3	676,935	0	676,935	
	高 校 卒	17	50.9	587,132	592	586,540	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	93	52.3	606,789	1,852	604,937	同 上
	大 学 卒	70	52.4	608,953	2,192	606,761	
短 大 卒	6	50.8	556,176	0	556,176		
高 校 卒	17	52.5	613,256	1,045	612,211		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	807	48.8	579,803	8,542	571,261	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職	
大 学 卒	583	48.2	578,322	8,381	569,941		
短 大 卒	56	48.7	569,575	12,534	557,041		
高 校 卒	166	50.5	589,437	7,710	581,727		
中 学 卒	2	51.8	486,300	0	486,300		
技術課長	699	48.6	561,096	5,278	555,818	同 上	
大 学 卒	495	48.4	569,585	5,018	564,567		
短 大 卒	41	48.8	541,710	2,198	539,512		
高 校 卒	162	49.4	536,337	7,078	529,259		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

## (平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	434	46.8	566,365	65,438	500,927	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	337	46.2	547,434	58,610	488,824	
	短大卒	25	43.3	618,742	95,474	523,268	
	高校卒	69	50.6	613,739	77,410	536,329	
	中学卒	3	57.2	518,812	33,557	485,255	
	技術課長代理	424	44.5	516,349	39,138	477,211	
	大学卒	348	43.7	513,670	36,758	476,912	
	短大卒	17	45.2	474,416	12,662	461,754	
	高校卒	58	49.7	548,288	63,164	485,124	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	734	44.6	479,424	69,185	410,239	
	大学卒	479	43.6	483,464	72,962	410,502	
	短大卒	69	44.9	445,689	52,698	392,991	
	高校卒	183	47.7	482,118	65,150	416,968	
	中学卒	3	52.2	432,332	46,939	385,393	
	技術係長	767	44.6	501,476	100,523	400,953	
	大学卒	478	43.6	505,551	110,277	395,274	
	短大卒	72	47.0	463,471	82,932	380,539	
	高校卒	217	46.5	503,429	78,104	425,325	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	681	42.8	421,223	63,268	357,955	
	大学卒	398	40.8	421,145	64,369	356,776	
	短大卒	77	43.7	382,215	46,542	335,673	
	高校卒	203	46.0	434,733	66,332	368,401	
	中学卒	3	43.5	415,078	110,682	304,396	
	技術主任	689	41.9	468,173	99,336	368,837	
	大学卒	351	39.5	465,042	102,262	362,780	
短大卒	59	42.5	426,673	88,354	338,319		
高校卒	278	45.5	482,537	97,153	385,384		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務係員	2,767	37.2	340,538	42,521	298,017		
大学卒	1,406	33.7	333,440	45,914	287,526		
短大卒	371	39.1	330,460	40,110	290,350		
高校卒	977	40.5	351,858	39,396	312,462		
中学卒	13	55.6	380,469	42,875	337,594		
技術係員	2,665	35.4	356,981	67,930	289,051		
大学卒	1,348	31.2	363,323	81,903	281,420		
短大卒	225	39.1	350,094	54,951	295,143		
高校卒	1,078	39.6	350,179	53,549	296,630		
中学卒	14	48.7	370,849	40,050	330,799		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	5	50.7	563,028	7,162	555,866	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大 学 卒	4	50.3	555,136	8,690	546,446	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	6	46.8	521,795	0	521,795	構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を 除く。)
大 学 卒	4	45.9	527,907	0	527,907	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	48.4	509,571	0	509,571	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	127	52.8	562,599	1,033	561,566	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大 学 卒	83	52.6	584,852	1,242	583,610	
短 大 卒	10	54.2	513,049	0	513,049	
高 校 卒	33	52.7	528,839	901	527,938	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 部 長	63	52.2	585,596	955	584,641	同 上
大 学 卒	46	52.2	598,505	440	598,065	
短 大 卒	5	53.0	518,717	2,014	516,703	
高 校 卒	12	52.1	551,575	2,834	548,741	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	56	53.2	539,398	15,096	524,302	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間)
大 学 卒	37	52.8	560,479	19,432	541,047	
短 大 卒	3	50.8	447,421	8,696	438,725	
高 校 卒	16	54.5	510,302	6,758	503,544	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	51	52.7	478,044	4,314	473,730	同 上
大 学 卒	35	52.5	480,679	6,250	474,429	
短 大 卒	5	50.1	475,016	1,558	473,458	
高 校 卒	11	54.1	471,894	0	471,894	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	240	49.3	474,932	6,375	468,557	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大 学 卒	147	49.1	483,517	6,053	477,464	
短 大 卒	22	48.6	465,144	5,027	460,117	
高 校 卒	69	50.0	461,696	4,691	457,005	
中 学 卒	2	49.9	432,873	90,447	342,426	
技 術 課 長	245	48.2	497,837	18,098	479,739	同 上
大 学 卒	151	48.3	511,244	18,348	492,896	
短 大 卒	37	48.0	487,206	14,743	472,463	
高 校 卒	56	48.1	465,321	20,249	445,072	
中 学 卒	*	*	*	*	*	

## (平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	91	48.2	464,311	13,833	450,478	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	54	46.4	464,350	17,307	447,043	
	短 大 卒	13	48.9	444,145	5,940	438,205	
	高 校 卒	24	52.3	476,608	10,155	466,453	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	47	48.1	438,712	16,313	422,399	
	大 学 卒	34	47.9	450,150	13,933	436,217	
	短 大 卒	4	46.6	393,927	4,376	389,551	
	高 校 卒	9	49.7	418,721	29,138	389,583	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	372	44.4	389,133	45,336	343,797	
	大 学 卒	190	43.3	393,658	45,313	348,345	
	短 大 卒	69	45.1	376,110	49,433	326,677	
	高 校 卒	109	46.3	394,153	42,842	351,311	
	中 学 卒	4	40.8	308,771	41,338	267,433	
	技術係長	215	43.0	399,651	63,154	336,497	
	大 学 卒	122	42.2	404,362	62,002	342,360	
	短 大 卒	34	44.8	419,536	72,966	346,570	
	高 校 卒	59	43.7	381,620	60,866	320,754	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	249	42.2	348,264	44,511	303,753	
	大 学 卒	127	40.1	353,460	48,020	305,440	
	短 大 卒	53	42.2	321,581	30,329	291,252	
	高 校 卒	69	45.6	359,129	49,084	310,045	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	273	42.3	421,512	87,747	333,765	
	大 学 卒	158	42.0	441,927	94,210	347,717	
	短 大 卒	38	43.3	425,814	94,060	331,754	
高 校 卒	74	42.3	380,058	73,826	306,232		
中 学 卒	3	46.6	248,593	0	248,593		
事務係員	1,538	36.7	283,509	29,891	253,618		
大 学 卒	703	34.5	291,477	34,464	257,013		
短 大 卒	284	38.8	272,354	22,872	249,482		
高 校 卒	547	38.5	278,045	27,294	250,751		
中 学 卒	4	51.3	331,671	32,722	298,949		
技術係員	1,169	35.4	332,479	65,685	266,794		
大 学 卒	642	34.3	344,009	70,466	273,543		
短 大 卒	157	38.1	334,674	65,180	269,494		
高 校 卒	362	35.9	308,682	57,212	251,470		
中 学 卒	8	48.5	384,334	58,233	326,101		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	29	51.6	459,651	0	459,651	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	14	51.4	490,866	0	490,866	
	短 大 卒	5	50.8	410,771	0	410,771	
	高 校 卒	10	52.2	448,735	0	448,735	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	14	49.4	537,633	1,379	536,254	同 上
	大 学 卒	6	49.2	579,128	3,354	575,774	
	短 大 卒	3	52.8	468,115	0	468,115	
	高 校 卒	5	47.4	534,706	0	534,706	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	10	52.8	532,319	8,760	523,559	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職 (部長一課長間)
	大 学 卒	6	54.4	512,809	0	512,809	
	短 大 卒	2	45.2	448,775	0	448,775	
	高 校 卒	2	58.4	725,343	52,325	673,018	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	5	52.0	515,014	0	515,014	同 上
	大 学 卒	3	52.6	545,122	0	545,122	
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	38	47.3	400,230	4,687	395,543	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	20	48.6	413,676	5,003	408,673		
短 大 卒	7	42.9	379,902	0	379,902		
高 校 卒	11	47.8	387,792	7,209	380,583		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	61	48.3	425,893	4,578	421,315	同 上	
大 学 卒	22	47.4	469,720	79	469,641		
短 大 卒	22	48.9	357,244	5,809	351,435		
高 校 卒	16	47.8	448,039	5,777	442,262		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

## (平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	6	52.7	346,112	0	346,112	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上	
	大 学 卒	3	50.4	357,973	0	357,973		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	54.9	334,442	0	334,442		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	6	50.7	435,876	26,531	409,345		
	大 学 卒	4	48.1	406,579	17,931	388,648		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	58	45.6	350,083	41,679	308,404		係の長及び係長級専門職  同 上
	大 学 卒	17	42.5	354,033	46,859	307,174		
	短 大 卒	8	44.3	325,882	22,121	303,761		
	高 校 卒	32	47.1	352,489	43,457	309,032		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	34	43.6	398,952	65,617	333,335		
	大 学 卒	17	41.7	395,294	63,839	331,455		
	短 大 卒	6	43.9	359,977	46,414	313,563		
	高 校 卒	11	46.5	427,894	79,838	348,056		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	91	43.4	335,844	31,468	304,376	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上	
	大 学 卒	34	39.0	348,320	35,769	312,551		
	短 大 卒	17	47.2	361,285	32,602	328,683		
	高 校 卒	40	45.3	315,468	27,560	287,908		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	71	42.0	380,267	61,286	318,981		
	大 学 卒	34	42.7	421,129	63,698	357,431		
	短 大 卒	22	40.8	324,429	48,010	276,419		
	高 校 卒	15	42.1	367,069	70,279	296,790		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	424	37.6	254,560	23,512	231,048			
大 学 卒	150	36.0	271,962	29,380	242,582			
短 大 卒	91	38.8	253,976	24,530	229,446			
高 校 卒	180	38.1	239,880	18,525	221,355			
中 学 卒	3	48.9	278,796	0	278,796			
技術係員	207	36.3	292,560	40,679	251,881			
大 学 卒	85	35.3	308,804	47,998	260,806			
短 大 卒	54	34.5	267,172	38,074	229,098			
高 校 卒	66	38.4	293,898	35,330	258,568			
中 学 卒	2	53.7	286,255	0	286,255			

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	9	54.6	534,268	179,807	354,461	
	守衛	18	51.2	364,025	36,223	327,802	
	用務員	8	45.8	232,282	16,400	215,882	
研究 関係 職種	研究所長	5	53.3	812,544	0	812,544	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究部(課)長	67	48.8	611,815	9,065	602,750	
	研究室(係)長	75	41.8	516,131	64,308	451,823	
	主任研究員	109	39.5	449,343	21,722	427,621	
	研究員	164	31.5	320,892	22,836	298,056	
	研究補助員	64	42.4	395,777	44,453	351,324	
医 療 関 係 職 種	病院長	3	64.5	2,127,444	90,068	2,037,376	部下に医師又は歯科医師5 人以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1 人以上
	副院長	10	59.9	1,876,150	255,582	1,620,568	
	医科長	36	49.3	1,363,536	157,877	1,205,659	
	医師	51	42.7	1,137,623	92,338	1,045,285	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	5	53.0	579,191	37,596	541,595	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	43	35.6	362,423	50,502	311,921	
	診療放射線技師	44	39.8	377,863	37,767	340,096	
	臨床検査技師	53	41.6	348,418	26,763	321,655	
	栄養士	27	37.5	298,795	9,925	288,870	
	理学療法士	87	30.6	282,560	9,234	273,326	
	作業療法士	54	30.4	283,192	8,564	274,628	
	総看護師長	7	59.4	549,915	19,135	530,780	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師長	48	52.1	491,149	35,811	455,338	
看護師	183	37.8	359,851	37,759	322,092		
准看護師	86	48.3	366,353	35,884	330,469		

## (平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	3	55.9	749,694	0	749,694	
	大学教授	51	57.9	637,992	0	637,992	
	大学准教授	44	48.6	521,746	0	521,746	
	大学講師	30	41.2	448,525	0	448,525	
	大学助教	25	40.1	425,952	0	425,952	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	57.7	647,664	0	647,664	
	高等学校教諭	68	39.5	464,156	0	464,156	
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-
一等航海士・機関士			-	-	-	-	
二等航海士・機関士			-	-	-	-	
三等航海士・機関士			-	-	-	-	
運航士			-	-	-	-	
甲板長・操機長			-	-	-	-	
甲板手・操機手			-	-	-	-	
甲板員・機関員			-	-	-	-	
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	北緯 63 度から南緯 11 度 の間及び東経 94 度から 175 度の水域を航行 区域とする総トン数 20 トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数 5 トン以 上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-			

その3 再雇用者  
企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務	支店長・工場長	2	61.6	758,652	0	758,652	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳男性	-	-	-	-	-	
・	事務・技術部長	11	63.9	501,027	6,575	494,452	
	60歳男性	3	60.4	557,867	0	557,867	
技	事務・技術部次長	11	64.3	386,852	0	386,852	
	60歳男性	4	60.4	523,724	0	523,724	
術	事務・技術課長	42	62.1	323,400	1,676	321,724	
	60歳男性	12	60.4	362,042	220	361,822	
関	事務・技術課長代理	6	63.2	287,936	3,737	284,199	
	60歳男性	-	-	-	-	-	
係	事務・技術係長	16	62.8	263,529	17,407	246,122	
	60歳男性	5	60.4	292,604	26,281	266,323	
職	事務・技術主任	21	62.1	264,655	23,813	240,842	
	60歳男性	9	60.4	282,562	35,060	247,502	
種	事務・技術係員	620	62.3	235,893	9,705	226,188	
	60歳男性	148	60.4	248,501	13,769	234,732	

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職給料表	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所	企業規模 50人以上100人未満 の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)		
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			
	係員	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
静岡県	大学卒	計	62.4	(42.4)	(57.1)	(0.5)	37.6
		500人以上	90.3	(59.9)	(40.1)	—	9.7
		100人以上 500人未満	54.5	(33.8)	(65.0)	(1.2)	45.5
		50人以上 100人未満	21.2	(20.0)	(80.0)	—	78.8
	高校卒	計	41.6	(44.9)	(54.5)	(0.6)	58.4
		500人以上	56.9	(71.5)	(28.5)	—	43.1
		100人以上 500人未満	37.1	(38.0)	(60.5)	(1.5)	62.9
		50人以上 100人未満	19.3	—	(100.0)	—	80.7
全国	大学卒	計	49.7	(31.0)	(68.6)	(0.4)	50.3
		500人以上	86.5	(43.9)	(55.6)	(0.5)	13.5
		100人以上 500人未満	52.0	(26.7)	(73.1)	(0.2)	48.0
		50人以上 100人未満	26.5	(24.8)	(74.6)	(0.6)	73.5
	高校卒	計	27.5	(31.7)	(67.9)	(0.4)	72.5
		500人以上	48.5	(40.9)	(59.1)	—	51.5
		100人以上 500人未満	27.3	(29.3)	(70.3)	(0.4)	72.7
		50人以上 100人未満	17.0	(25.2)	(74.1)	(0.7)	83.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における定期昇給制度の状況

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職・企業規模		項目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
静岡県	係員	計	93.1	34.4	79.9	40.9	6.9
		500人以上	93.3	36.9	80.8	48.5	6.7
		100人以上 500人未満	95.8	35.2	85.7	38.8	4.2
		50人以上 100人未満	87.4	26.9	65.2	27.8	12.6
	課長級	計	86.1	23.3	73.0	33.0	13.9
		500人以上	77.1	22.7	65.3	35.8	22.9
		100人以上 500人未満	94.1	21.3	84.5	34.1	5.9
		50人以上 100人未満	88.6	29.6	65.4	23.1	11.4
全国	係員	計	89.4	38.5	71.5	39.9	10.6
		500人以上	94.3	39.3	78.2	54.1	5.7
		100人以上 500人未満	90.9	39.7	72.5	41.2	9.1
		50人以上 100人未満	84.2	36.0	66.0	29.9	15.8
	課長級	計	84.2	31.7	68.3	37.1	15.8
		500人以上	81.5	24.5	67.0	44.4	18.5
		100人以上 500人未満	85.7	33.2	69.3	39.2	14.3
		50人以上 100人未満	82.9	32.9	67.0	29.4	17.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 17 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
静岡県	8.2%	9.9%	81.9%
全 国	9.1%	13.3%	77.6%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その 2 家族手当の手当額の定め方

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

	配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
静岡県	70.3%	2.0%	16.3%	11.4%
全 国	48.4%	6.2%	43.5%	1.9%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」及び「配偶者のみ特定、その他は扶養人員順」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

第 18 表 民間における住宅手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合	
	静岡県	全 国
支 給	52.6 %	50.2 %
非 支 給	47.4 %	49.8 %
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	26,000円以上 27,000円未満	30,000円以上 31,000円未満

(注) 1 職員の住居手当の最高支給限度額は、30,000円である。

2 中位階層とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

第 19 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課長級		部長級(非役員)	
			一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計		58.1	41.9	46.7	53.3	45.1	54.9
	500人以上		62.2	37.8	44.5	55.5	42.2	57.8
	100人以上 500人未満		56.2	43.8	47.5	52.5	46.8	53.2
	50人以上 100人未満		53.2	46.8	49.5	50.5	48.1	51.9
全国	規模計		56.2	43.8	51.9	48.1	50.9	49.1
	500人以上		54.4	45.6	45.6	54.4	44.2	55.8
	100人以上 500人未満		58.8	41.2	55.3	44.7	54.3	45.7
	50人以上 100人未満		52.3	47.7	49.0	51.0	48.1	51.9

第 20 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

	割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
		割合	累積割合	割合	累積割合
静岡県	31% 以上	11.2	11.2	10.2	10.2
	30%	40.6	51.8	28.6	38.8
	29%	0.0	51.8	0.0	38.8
	28%	0.1	51.9	0.2	39.0
	27%	0.1	52.0	0.3	39.3
	26%	0.4	52.5	0.6	39.9
	25%	47.5	100.0	60.1	100.0
全国	31% 以上	9.3	9.3	6.9	6.9
	30%	34.3	43.6	17.0	23.9
	29%	0.1	43.6	0.1	24.0
	28%	0.2	43.9	0.5	24.5
	27%	1.1	45.0	1.3	25.8
	26%	0.4	45.4	0.5	26.2
	25%	54.6	100.0	73.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### 3 生計費関係資料

平成 28 年 4 月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、家計調査の静岡市における平成 28 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を  $365/12$  日  $\approx 30.4$  日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、「全国消費実態調査」（総務省 平成 26 年調査）により算出した全国の標準生計費（平成 28 年 4 月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 21 表 静岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 28 年 4 月)

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,233 (25,120)	37,281 (37,110)	47,529 (47,320)	57,777 (57,520)	68,026 (67,720)
住居関係費	47,177 (45,890)	51,989 (50,570)	47,459 (46,160)	42,934 (41,760)	38,409 (37,360)
被服・履物費	2,241 (2,740)	5,360 (6,550)	6,589 (8,050)	7,816 (9,550)	9,044 (11,060)
雑 費 I	32,410 (33,350)	43,919 (45,190)	62,065 (63,860)	80,226 (82,550)	98,373 (101,230)
雑 費 II	9,683 (8,430)	35,718 (31,100)	35,696 (31,080)	35,673 (31,060)	35,658 (31,050)
合 計	116,744 (115,530)	174,267 (170,520)	199,338 (196,470)	224,426 (222,440)	249,510 (248,420)

(注) 1 ( ) 内は、全国の金額である。

2 全国の標準生計費は、家計調査における農林漁家世帯を除く勤労者世帯(全国)の費目別平均支出金額を算定基礎としており、静岡市の標準生計費は、農林漁家世帯を含む勤労者世帯(静岡市)の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第22表 家計指標の推移

項 目			年 月	平成 27年					
				4月	5月	6月	7月	8月	
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)		3.12	3.19	3.39	3.39	3.45	
		うち平均有業人員 (人)		1.79	1.75	2.02	2.08	2.03	
		実 収 入 (円)		498,001	440,485	667,164	685,118	510,106	
		消費支出	金 額 (円)		410,576	300,248	309,008	323,565	329,961
			前年同月比 (%)		17.1	2.3	△ 1.1	7.4	8.8
		全世帯	平均世帯人員 (人)		2.95	2.97	3.08	3.01	3.03
	うち平均有業人員 (人)			1.46	1.44	1.55	1.55	1.52	
	消費支出		金 額 (円)		329,279	331,130	284,416	297,778	270,885
			前年同月比 (%)		9.6	11.5	1.6	12.4	3.3
	全国	勤労者世帯	金 額 (円)		334,301	317,317	293,042	314,788	317,195
前年同月比 (%)				1.3	8.3	△ 0.9	1.0	3.7	
全世帯		金 額 (円)		300,480	286,433	268,652	280,471	291,156	
		前年同月比 (%)		△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1	3.2	

(注) 1 総務省統計局の家計調査による。

2 農林漁家世帯を除く結果表の原則廃止 (H20.1～) に伴い、静岡県、全国共に農林漁家世帯を含む値を記載した。

9 月	10 月	11 月	12 月	平成 28 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.54	3.55	3.58	3.33	3.40	3.27	3.11	3.24	3.19
1.94	1.93	1.90	1.69	1.61	1.69	1.66	1.56	1.56
453,165	501,144	444,757	961,907	443,082	497,476	435,243	487,056	413,663
328,464	403,579	318,621	326,006	297,069	280,133	356,790	338,571	362,329
5.1	27.4	5.8	△ 7.7	6.8	13.1	2.4	△ 17.5	20.7
3.12	3.14	3.22	3.04	3.10	3.05	2.95	2.99	2.94
1.54	1.52	1.54	1.41	1.35	1.39	1.29	1.26	1.32
298,582	341,061	274,769	293,546	277,192	256,259	315,661	309,642	342,674
13.8	26.2	3.4	△ 11.4	3.7	△ 3.1	△ 8.0	△ 6.0	3.5
298,733	309,761	294,905	340,474	312,331	297,662	334,609	338,001	306,721
△ 1.6	△ 2.0	△ 3.7	△ 4.8	△ 2.6	2.2	△ 4.9	1.1	△ 3.3
274,309	282,401	273,268	318,254	280,973	269,774	300,889	298,520	281,827
△ 0.3	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7	△ 1.6

## 4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標

項 目				年 月					
				平成 27 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃 金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全 産 業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	280,321	272,532	275,190	270,468	269,370
				前 年 同 月 比 (%)	0.8	△ 0.4	0.1	△ 1.5	△ 1.5
			うち 所定内給与	金 額 (円)	251,452	246,619	248,255	243,477	243,099
				前 年 同 月 比 (%)	0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.1	△ 1.9
		一般労働者	前 年 同 月 比 ※	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.1	△ 3.5	△ 3.5	
			金 額 (円)	28,869	25,913	26,935	26,991	26,271	
		うち 所定外給与	前 年 同 月 比 ※	△ 0.6	△ 0.8	2.4	2.1	0.0	
			金 額 (円)	292,538	286,844	290,100	289,412	287,214	
	全 国	きまって支給する 給 与	前 年 同 月 比 (%)	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3	
			金 額 (円)	266,514	262,582	265,470	264,546	262,911	
		うち 所定内給与	前 年 同 月 比 (%)	0.6	0.3	0.8	0.7	0.3	
			一般労働者	前 年 同 月 比 (%)	0.7	0.3	1.0	1.0	0.5
		うち 所定外給与	金 額 (円)	26,024	24,262	24,630	24,866	24,303	
			前 年 同 月 比 (%)	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0	0.7	
物 価		消費者物価 指 数 (総務省統計局) (H22=100)	静岡県	前 年 同 月 比 (%)	0.7	0.3	0.3	△ 0.1	0.4
			全 国	前 年 同 月 比 (%)	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2
	東 京		前 年 同 月 比 (%)	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1	
	国内企業物価指数 (日本銀行)(平成22年=100)		前 年 同 月 比 (%)	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2	△ 3.7	
労働時間 (厚生労働省・ 毎月勤労統計調査)	全 産 業	静岡県	総実労働時間数(時間)		160.9	145.5	156.9	158.1	146.6
			うち所定外労働時間数(時間)		14.6	13.1	13.8	13.6	13.1
	全 国	総実労働時間数(時間)		155.8	143.0	153.4	155.5	145.4	
		うち所定外労働時間数(時間)		13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	
雇 用・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.14	1.16	1.17	1.18	1.18	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.6			2.8		
		全 国	月 別 (%)	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模 30 人以上の数値である。  
 2 賃金の前年同月比 (%) は、指数 (平成 22 年=100) によるものである。ただし、※欄は実数値比による。  
 3 完全失業率 (東海地域) は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9 月	10 月	11 月	12 月	平成 28 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
270,769	271,908	272,337	274,683	270,804	272,092	272,484	280,282	273,240
△ 1.2	△ 0.7	△ 0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	0.0	0.3
244,944	243,525	243,860	246,314	245,442	245,467	245,535	252,101	246,324
△ 1.5	△ 1.6	△ 1.4	△ 0.2	0.7	0.0	△ 0.3	0.3	△ 0.1
△ 3.3	△ 3.1	△ 2.9	△ 2.4	0.2	△ 0.1	0.3	0.8	△ 0.9
25,825	28,383	28,477	28,369	25,362	26,625	26,949	28,181	26,916
△ 0.7	5.5	3.6	△ 1.3	△ 8.1	△ 7.7	△ 7.1	△ 2.4	3.9
288,085	289,773	288,981	289,330	286,619	288,605	292,022	293,837	287,535
0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3
263,844	264,342	263,185	263,173	261,797	263,584	266,261	267,569	263,048
0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1
0.3	0.7	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	0.4	0.1
24,241	25,431	25,796	26,157	24,822	25,021	25,761	26,268	24,487
1.1	0.8	0.3	0.6	△ 1.4	△ 0.2	1.6	0.9	0.9
0.2	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.7
0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4
△ 0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.3	0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.5
△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3
151.0	153.3	155.4	151.2	143.8	152.5	154.8	161.1	145.7
14.1	14.6	15.0	15.1	13.8	14.6	14.3	15.4	14.4
147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7
12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2
1.20	1.23	1.24	1.25	1.24	1.25	1.27	1.36	1.35
1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36
	2.5			2.9			2.4	
3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2

## 5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した平成 27 年のラスパイレス指数は、第 25 表のとおり、国を 100.0 とした場合に 102.7 と全国第 2 位となっているが、平均給与月額については第 26 表のとおり全国第 17 位である。

第 24 表 平均給与月額の状況

(総務省 平成 27 年地方公務員給与実態調査結果)

団 体	静 岡 県	国
平均年齢	42.5 歳	43.5 歳
平均給与月額	374,854 円	408,996 円
平均給料月額	339,300 円	334,283 円
諸手当	35,554 円	74,713 円
地域手当	12,600 円	37,874 円
その他手当	22,954 円	36,839 円

(注) 1 平均給与月額とは、基本給である平均給料月額と月ごとに支払われることとされている地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。

2 諸手当のうち地域手当は、地域によって支給率が異なり(0~20%)、本県は全県一律で 3.6% を支給している。

3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる。

第 25 表 平均給料月額により算出したラスパイレス指数の全国順位

(総務省 平成 27 年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団 体 名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数 (平均給料月額)
1	神奈川県	43.0	104.1
2	静岡県	42.5	102.7 (339,300円)
3	秋田県	43.2	101.4
4	群馬県	43.7	101.2
5	福島県	42.8	100.9
5	愛知県	42.2	100.9
5	三重県	43.8	100.9
参考	国	43.5	100.0 (334,283円)

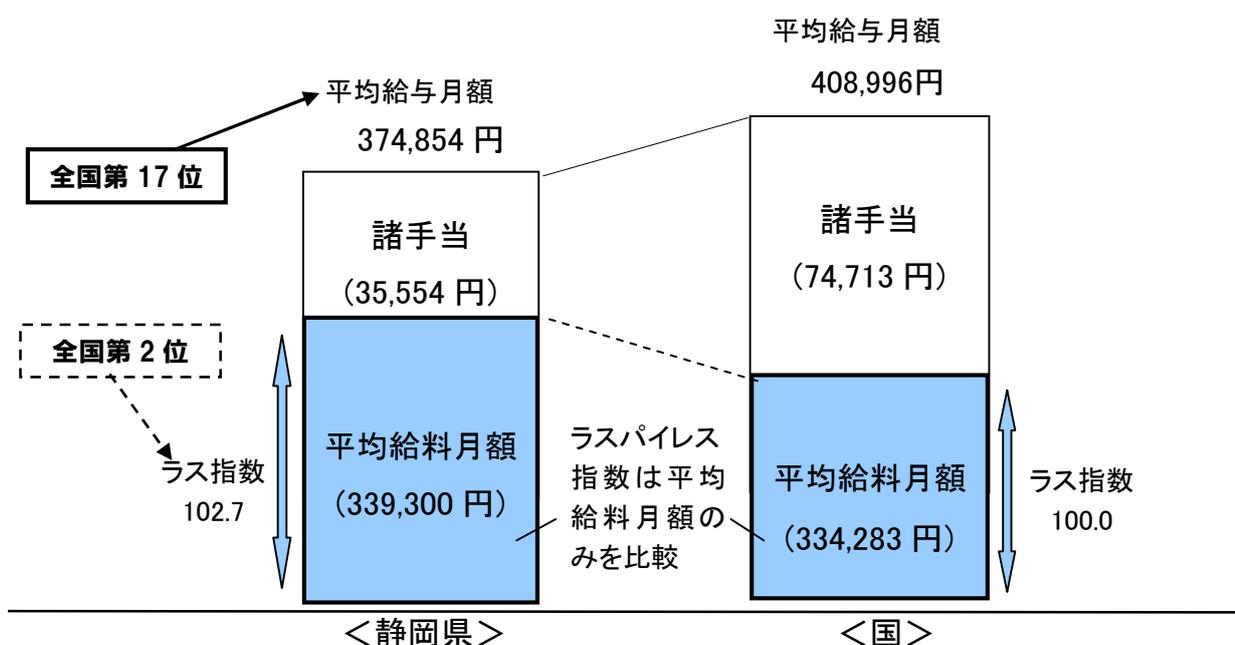
(注) ラスパイレス指数は、職員を学歴別、経験年数別に区分し、県の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出する県の仮定給料総額(県の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を、国の実俸給総額で除して得る加重平均により算出。

第 26 表 平均給与月額による全国順位

(総務省 平成 27 年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	41.6	400,187円
2	神奈川県	43.0	392,571円
3	兵庫県	44.4	390,192円
4	京都府	43.8	384,638円
5	埼玉県	43.3	383,913円
⋮	⋮	⋮	⋮
17	静岡県	42.5	374,854円
参考	国	43.5	408,996円

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



(ラスパイレス比較イメージ)

大卒経験	国家公務員			地方公務員			
	人数 a	給料 b	総額 a*b	給料 c	総額 a*c	人数 d	総額 c*d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数  $4,030/4,000 * 100 = 100.75$

実際の支給総額

## 6 人事院勧告の概要

### 【給与勧告の骨子】

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

##### 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

### I 給与勧告制度の基本的考え方

#### 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

#### 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

### II 民間給与との較差等に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708 円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984 円 平均年齢 43.6 歳]  
[俸給 448 円 本府省業務調整手当 206 円 はね返り分(注) 54 円]  
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32 月（公務の支給月数 4.20 月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

##### ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

##### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

##### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
28 年度 期末手当	1.225 月（支給済み）	1.375 月（改定なし）
勤勉手当	0.80 月（支給済み）	0.90 月（現行 0.80 月）
29 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

**[実施時期]**

- ・月例給：平成 28 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：法律の公布日

**III 給与制度の改正等**

**1 給与制度の総合的見直し**

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成 26 年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年 4 月から 3 年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成 29 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の 5.5%相当額に、係員級は同 3.5%相当額にそれぞれ引上げ

**2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階実施）**

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500 円、子：10,000 円）
- ・ 本府省課長級（行（一）9・10 級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8 級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

**3 専門スタッフ職俸給表 4 級の 신설（平成 29 年 4 月 1 日実施）**

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成 29 年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表 4 級を新設

- ・ 俸給月額は、同表 3 級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表 1 号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は 1 号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表 3 級と同一の成績率を設定

**4 その他**

**(1) 再任用職員の給与**

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

**(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い**

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

**(3) 非常勤職員の給与**

平成 20 年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## 【育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子】

### ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

#### 民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成 29 年 1 月実施）

- ① 介護休暇の分割（3 回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続 3 年、1 日 2 時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

## 1 改正概要

### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに 3 回以下、かつ、合計 6 月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成 29 年 4 月 1 日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

## 2 実施時期

平成 29 年 1 月 1 日（養子縁組里親に係る改正は、平成 29 年 4 月 1 日）

## 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JT の重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援